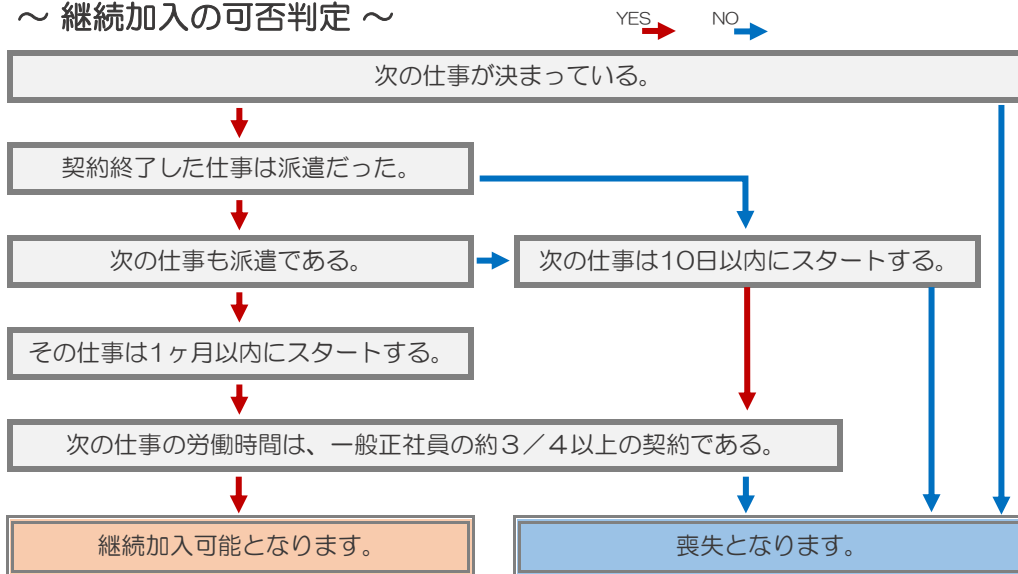


## ■ 社会保険継続の要件

(健康保険、厚生年金保険)

契約終了日までに次のお仕事が決まらなかった場合、原則として契約終了日をもち、社会保険は喪失します。ただし、一定要件を満たした場合は継続加入できます。

### ～ 継続加入の可否判定 ～



#### 継続加入可能となった場合・・・

現在お使いの健康保険証を引き続きご使用いただけます。

※次の仕事開始まで間が空く場合であっても、1ヶ月分の保険料を負担していただきます。

#### 喪失となった場合・・・

社会保険の加入資格がなくなり、契約終了日以降は健康保険証の使用ができません。

医療・年金保険への加入が義務(国民皆保険制度)付けられているため他制度への切り替えが必要です。

※年金保険は20歳以上60歳未満のすべての国民が対象です。

#### △▼△▼△ 社会保険の切り替え手続き ▼△▼△▼

社会保険喪失後は各自で医療保険、年金保険への切替が必要になります。

#### I 国民健康保険加入

市区町村の国民健康保険窓口で「健康保険・厚生年金資格証明書」と「印鑑」を持参して申し込みが必要です。

契約終了日の翌日から14日以内に手続きが必要となります。 ※各自治体によって異なりますので各自治体までご確認ください。

#### II 健康保険 任意継続加入

人材派遣健康保険組合へ書面にて申し込みが必要です。

※契約終了日の翌日から20日以内に書面必着となります。

#### III 家族の扶養に入る

ご家族の方のお勤め先の保険担当へお問い合わせください。

#### ◎ 20歳以上60歳未満の方は・・・

国民年金に加入が必要になります、最寄の市区町村の国民年金窓口までお問い合わせください。

契約終了日の翌日から14日以内に手続きが必要となります。 ※配偶者の扶養に入る場合は、配偶者の会社へ直接確認してください。

#### △▼△▼△ 任意継続とは ▼△▼△▼

健康保険の加入資格を喪失した後も引き続き「はけんけんぽ」の被保険者となる制度。

- ① 喪失する前と同じ給付が受けられます。(出産手当金・傷病手当金は対象外となります)
- ② 資格喪失日まで継続して2ヶ月以上被保険者であった方のみ加入可能です。
- ③ 任意継続の場合、健康保険証が変わります。 資格喪失前に使用していた健康保険証は必ず弊社まで返送をお願い致します。

任意継続についてのお問い合わせは

人材派遣健康保険組合「はけんけんぽ」

TEL : 03-5319-5863

までお願い致します。